

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-4566-2511

附属機関又は 会議体の名称		平成30年度 未来戦略創出会議(第1回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成30年4月24日(火) 14時00分～15時00分
開催場所		庁議室(本庁舎5階)
議題		(1)危機管理指針(リスクマネジメント指針)の改定について (2)池袋保健所移転・活用プロジェクト会議について (3)「未来戦略推進プラン2018(案)パブリックコメント」の結果について (4)平成30年度職員数について (5)平成29年度における超過勤務実績等について (6)ラ・フォル・ジュルネ TOKYO 2018 の開催について
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第7条第1項第5号による
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長(2)・教育長・政策経営部長・総務部長・危機管理監・施設整備担当部長、区民部長・文化商工部長・国際文化プロジェクト担当部長・環境清掃部長・保健福祉部長・健康担当部長・池袋保健所長(欠席)・子ども家庭部長・都市整備部長・地域まちづくり担当部長・土木担当部長・会計管理室長・教育部長(欠席)・選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長
	幹事	企画課長・財政課長・行政経営課長(欠席)・区長室長・広報課長・「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室長(欠席)、国際アート・カルチャー都市推進室長・総務課長・人事課長
	説明者	危機管理担当課長、施設計画担当課長、行政経営担当係長
	事務局	企画課企画調整グループ係長

審議経過

(1) 危機管理指針(リスクマネジメント指針)の改定について

説明者 資料に基づき、危機管理指針(リスクマネジメント指針)の改定について説明。

平成22年3月に策定した豊島区危機管理指針に基づくこれまでの取り組みを踏まえつつ、新たな課題に対応するため、今回、リスクマネジメント指針として見直し、リスクマネジメント体制の強化・充実を図り、区政への信頼性をさらに高めていきたい。

課題と改定のポイントの1点目は、リスクマネジメント体制の強化である。齊藤副区長をトップに全部局長で構成する「リスクマネジメント・コンプライアンス推進本部」を設置し、全庁的な取り組み体制を整備する。推進本部を中心に、予防対策、危機事案の対応状況や課題などの情報共有・蓄積をしながら、再発防止の取り組みを進めていきたい。今回の指針の改定で終わりにするのではなく、推進本部を中心に予防対策を含めた全庁的な体制を構築し、リスクマネジメントサイクルを組織に定着させていきたいと考えている。

2点目は、危機管理情報に関する報告体制の強化である。各課からの具体的な報告体制を示すとともに、関係部局も含む情報共有の強化をしていく。次に社会的に重大な影響を及ぼす事件・事故に関して、警察・消防・その他の機関からの情報は、区長への報告ルートを新たに整備する。

3点目は、総務部長と危機管理監の役割分担である。内的要因、特に職員・職務に関することは総務部長、外的要因、自然災害や第三者から区に対する危機に対しては危機管理監を中心にリスクマネジメントを推進していく。内的要因・外的要因が明確に区別できない場合なども含めて、危機発生時、総務部長と危機管理監が連携し、迅速に対応する。

改定指針では、危機情報の報告ルートについて整理した。重大な危機が発生した場合の第1報は、所管課長、場合によっては所管部長から口頭で区長・副区長へ迅速に報告する流れをつくる。そのためには各課の職員が所管課長あるいは所管部長に報告できるように、課長不在時は公用携帯に連絡し、連絡がつかない場合は部長に報告、さらに部長に連絡がつかない場合は、総務部長・危機管理監に報告し、確実に情報があがるようにしていく。情報は、最終的に区長・副区長にあげていく。区長の指示により危機対策本部を設置するなど速やかに対応できるルートを全庁的に共有できるようにする。また、所管課長は、このような全庁的な体制を速やかに取れるように、広報課長、総務課長、危機管理担当課長、治安対策担当課長に、事案によっては関係する課長にも報告するようにしていく。なお、子どもや教職員に関する事案については、教育長、教育委員会庶務課長にも情報共有を図る。第1報は、正確性より迅速性を優先し、「迷ったときは報告」の習慣づけを全庁的に周知していきたい。

また、警察、消防、その他機関から情報提供を受けた際は、平日は危機管理担当課長、休日・時間外は宿直管理職が受け、第1報を危機管理監・総務部長、そして区長・副区長へと、速やかにあがるようにルートを整理した。

最後に、今回新たに変更したのは、情報共有・記録の蓄積と活用である。各部局・各課は、対応結果及び今後の課題をまとめ、区長、副区長、総務部長、危機管理監、総

務課長及び危機管理担当課長に報告し、あわせて、リスクマネジメント・コンプライアンス推進本部に報告し、全庁的な情報共有を図っていく。報告内容は、所管部局、総務課及び防災危機管理課において保管し、危機事象の概要や対応、再発防止策などの記録を蓄積して、予防対策に活用する。

今後コンプライアンス推進本部を設置し、具体的な取り組みを進めていきたいと考えている。

委員 今回の指針の一番重要なところは、重大な事案が発生した場合、すぐに一報を、区長・副区長に迅速に報告することを徹底していくこと。本会議終了後、各課に周知して、重大な危機発生時の対応を徹底する。事案が増えてこれを蓄積し、マニュアル化して、事故の未然防止対策にも活用していく。

区長 何らかの事案が発生した場合は、迷わずに上に報告する。正確性より迅速性を徹底したい。重大な事故になる前に何らかの対応をする。是非徹底してほしい。

副区長 どうやって周知するか。マニュアルは通常、仕事しながら読んでいたりするものだが、これはリスクが発生したときに読んでいたら遅い。周知の仕方をよく考えてほしい。

委員 教育委員会もこの指針に参入するような形にして、危機管理を徹底していきたい。とりわけ子どもに関することは毎日のようにある。教育委員会も緊張感をもって対応していきたい。

⇒提案のとおり了承する。

(2) 池袋保健所移転・活用プロジェクト会議について

説明者 資料に基づき、池袋保健所移転・活用プロジェクト会議について説明。

設置の目的は三つある。一つ目は、「ハレザ池袋」のまちづくりを進展させるとともに、保健所移転に充当する費用を捻出するため、現池袋保健所の土地・建物について、最大限の活用・売却を実現すること。二つ目は、中長期的な保健・健康施設の再配置の方針を描きつつ、池袋保健所の円滑かつ効果的な移転を実現する。三つ目は、会議において、部を越えた連携を図りつつ、情報共有と進捗管理を行う。

この会議の当面のミッション・役割としては、二つある。一つは池袋保健所の跡地活用・売却である。物件の価値を最大化するプロモーション活動としてコンセプトブックを制作すること。加えて、芸術文化劇場のネーミングライツについても進行管理していく場を5月中旬に設置する予定である。また、取引事例、活用用途・コスト等に関する市場リサーチ、最低価格の設定、そして財価審を6月初旬に開く予定である。売却事前告知を6月に2回予定し、その告知方法、内容の整理を行う。第2回定例会に評価委員会設置条例を提案し、委員構成の検討を行う。売却方針の検討では、床用途・導入機能等に関する条件設定の検討、これは暫定利用・本利用について検討する。同様に事業者提案させる内容及び評価基準の検討、これも暫定利用・本利用がある。プロポーザル募集要項を策定し、公表は9月を予定している。そして2019年3月に優先交渉権者を決定する。このようなスケジュールを考えている。

二つ目のミッションは、池袋保健所の仮施設への移転、造幣局跡地、市街地Bの一時使用についてである。利用者への移転スケジュール等の説明、広報を複数回を予定

している。C地区への本移転に向けたプラン検討と説明を、随時熟度を高めつつ説明する。本年第2回定例会には、保健所位置変更条例を提案し、仮施設基本計画について説明する。仮施設の竣工は、ハレザ池袋のプレオープン前の10月を予定している。

URから借りる土地のうち保健所が使わない部分については、プレイパークとしての利用を検討する。併せて、健康診査センター機能の移転・統合に関する構想の検討やC地区の市街地再開発事業の保留床購入に至るプロセスの明確化を図っていきたい。2019年10月には仮移転をする予定である。

会議メンバーは、区長をトップに22名を考えている。内容によってはメンバーの追加も考えていきたい。今後のスケジュールは、4月26日に第1回の会議を開催し、5月10日の施設用地特別委員会で全体スケジュール、事前告知等について報告する。また、6月の第2回定例会で、全体スケジュール、条例改正、事前告知等について報告する。

次に、池袋保健所移転の全体スケジュールだが、まずは、池袋保健所跡地の処分に関するスケジュールとして、事前告知をした上で、本年8月に募集要項を公表する。平成31年3月末には、優先交渉権者を決定し、平成31年10月に保健所が仮移転し、物件の引き渡しとなる。この後、売却先による跡地活用となり、既存建物改修による暫定活用を想定している。この既存建物による暫定活用を、ハレザ池袋のグランドオープンとなる平成32年7月頃まで行い、その後売却先による跡地活用として、建物改築または建て替えによる本格活用を想定している。

ハレザ池袋については、平成31年11月頃プレオープン、翌年の7月にグランドオープンとなる。

続いて、造幣局跡地だが、保健所が仮移転する3,500㎡の部分は、造幣局からURに土地の引き渡しが行われるのが来年2月末で、3月からプレハブ建設に着手できるように事前準備を進めている。そして平成31年10月までに竣工・仮移転となる。仮移転先での物件のリースにより、平成36年12月末までURと土地を借りる賃貸借契約を行い、それまでに本移転を行う。

最後に、南池袋二丁目C地区だが、建設工事を平成32年度から平成36年度を予定しており、本移転については、現時点では平成36年中を予定している。

副区長 ハレザ池袋のプレオープンの段階では、池袋保健所の仮移転はされているが、池袋保健所の低層部分の活用にあたり、事業者と十分な調整を行う時間がない状況だ。もう少し前倒しできるかどうか、造幣局やURの調整が必要である。この会議で今回のプロジェクトのプロセス管理をしっかりと行わなければならない。

区長 仮移転先の床面積は3,500㎡だが、現在の保健所の床面積はどのくらいか。

委員 約4,000㎡で、駐車場部分が500㎡ある。床面積は、仮移転先とほぼ同じ3,500㎡である。

区長 今の池袋保健所は狭いと言われていないか。

委員 仮移転先の建物は2階建てになる。ワンフロアが広くとれて、使い勝手がよくなる。内部的には広がる。

区長 現在、保健所には、アウル薬局や鬼子母神プラス、休日診療所などの機能もあり、今より利用が便利になることを区民や議会にしっかり伝えてほしい。

それから、C地区に本移転する際の面積は、まだ出ていないのか。

- 委員** まだ基本計画の段階で、これからになる。健診センターのこともある。
- 区長** 今より便利になるように、設計をきちんとやってもらいたい。
もう一つ心配なのは、10月に移転して、11月にハレザ池袋のプレオープンになり、時間がなくなること。どこを詰めれば短縮できるか。
- 委員** 工事期間はできるだけ圧縮したいと考えている。
- 委員** 引っ越しもできるだけ短期間で済むように準備したい。
- 委員** スケジュールを見ると、造幣局からURへの土地の引き渡し時期が平成31年2月末となっている。基本的にはURに引き渡されれば借りることができる。
- 区長** これを詰めて、引っ越しとハレザ池袋のプレオープンが一緒にならないようにしてほしい。1か月でも2か月でも仮移転が早くできるように考えてやってほしい。

⇒提案の通り了承する。

(3)「未来戦略推進プラン 2018 (案)パブリックコメント」の結果について

- 幹事** 資料に基づき、未来戦略推進プラン 2018 パブリックコメントの結果について説明。
平成30年3月1日から3月30日にかけてパブリックコメントを実施した。意見の数は、受付方法別にEメール5件、郵送1件、持参2件であった。意見数は75件で、8名の方から平均9.3件程度の意見をいただいたことになる。
意見の内容は、75件のうち18件が保育・子育てに関するものでした。

⇒報告のとおり了承する。

(4)平成30年度職員数の状況について

- 説明者** 資料に基づき、平成30年度職員数の状況について説明。
平成30年度の正規職員数は、1,973人となり、昨年より3名増えている状況である。第7次豊島区定員管理計画では、平成30年度には1,943人の目標値だが、それより30人の増加となった。平成38年度から1,800人態勢にするという目標の達成は厳しい状況である。主な増要因は、児童相談所設置準備で8名、東アジア文化都市推進で3名、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣で3名、選択的介護で2名である。主な減要因は、臨時福祉給付金業務の終了、技能系退職不補充、業務委託である。
- 次に、部別職員数の増減では、総務部で4名増となったが、これは東京オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣によるものである。
- 平成30年度職員数増減内訳では、平成29年度退職等の状況は99人、平成29年度途中採用・30年度新規採用等の状況は102人で、平成30年4月1日現在の増減は、差し引き3人となる。
- 職員の年齢構成では、50代が759人とかなり多くを占めている。60代は、119人と少ない人数だが、今後再任用フルタイムが増えてくると、今後段階的に増加していく。
- 最後に、職員の男女構成では、全職員に占める男性は43.7%、女性は56.3%で女性が多い状況である。管理職の男女比率は、男性80.4%、女性19.6%で女性がかかり

少ない状況である。次に保育士を除いた職員男女構成だが、管理職の比率は同じだが、全職員で見ると、保育士は女性が多いことから、女性が46.9%、男性が53.1%という状況である。

⇒報告のとおり了承する。

(5)平成29年度における超過勤務実績等について

幹事 資料に基づき、平成29年度における超過勤務実績等について説明。

職員一人あたりの月平均超過勤務時間数、過去5年間の推移だが、29年度は速報値で月7.5時間となっている。2年連続で減少しているが、今年度の総務部の組織目標において、前年度比0.8時間の減を掲げているため、若干目標には届かなかった。今後も前年度比0.8時間の減、概ね前年度比1割強の縮減を掲げ、職員の健康管理、ワーク・ライフ・バランスを推進していきたい。

次に、月別の状況だが、28年度と29年度を比較して、4月から9月の上半期は、毎月29年度が下回っている状況だ。10月から3月は減少幅が小さく、また増えている月もある。5月・6月は人事課から通知を出した直後であり、意識をもってやっていたが、時間の経過とともに効果が薄れた結果と考えている。

続いて、課別の状況だが、職員一人あたりの月平均超過勤務時間数を見ると、前年度より超過勤務時間数が増えた課が7課あった。個人別の状況では、月60時間以上超過勤務した職員数、月45時間以上の超過勤務した職員数ともに、29年度は28年度実績を下回っている。今後も取り組みを続けていく。

また、ノー残業デーの実施状況だが、ノー残業デーは毎週火曜日と木曜日に設定しているが、月曜日と金曜日の方が少なかったという結果であった。ノー残業デーは行っているものの形骸化してきている。

19時消灯後の再点灯の実施状況だが、事前に残業が19時を超える、あるいは20時を超える場合、部長に報告するものだが、19時消灯後の再点灯は42.9%、20時消灯後の再点灯は25.3%という結果であった。事前申請自体は適切にお行われているが、意識づけのためにも今後も続けていく必要がある。

最後に、今後の方向性だが、職員の健康管理とワーク・ライフ・バランスの推進のため、超過勤務縮減に向けた更なる取り組みを検討していく予定である。現在のその中身を検討しており、詳細が決まり次第報告したい。

⇒報告のとおり了承する。

(6)ラ・フォル・ジュルネ TOKYO 2018 の開催について

委員 資料に基づき、ラ・フォル・ジュルネ TOKYO 2018 の開催について、説明。

2点あります。1点は職員に、ぜひ会場に足を運び、この音楽祭に参加してほしいということ。もう一つは、各職場でPR活動に協力してほしいということの2点である。

開催期間は5月3日から5日、会場は今年から池袋エリアが加わった。見どころは、5月3日から5日の間、池袋西口公園の噴水に橋を架け、公園中央部には仮設のセン

ターステージを配置する。池袋西口公園野外劇場の整備に向けての実験室でもあり、必見である。また、PR活動への協力では、A3版のポスターとA4版のチラシを作成したので、各職場への掲示や窓口等において配布をお願いしたい。

⇒報告のとおり了承する。

<p>会議の結果</p>	<p>(1)危機管理指針(リスクマネジメント指針)の改定について (2)池袋保健所移転・活用プロジェクト会議について (3)「未来戦略推進プラン2018(案)パブリックコメント」の結果について (4)平成30年度職員数の状況について (5)平成29年度における超過勤務実績等について (6)ラ・フォル・ジュルネ TOKYO 2018 の開催について →(1)～(2)について決定、(3)から(6)について了承</p>
<p>提出された資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理指針(リスクマネジメント指針)の改定について ・池袋保健所移転・活用プロジェクト会議について ・「未来戦略推進プラン2018(案)パブリックコメント」の結果について ・平成30年度職員数の状況について ・平成29年度における超過勤務実績等について ・ラ・フォル・ジュルネ TOKYO 2018の開催について